

平成17年度京都市食品衛生監視指導計画案についての意見

小峰 耕二（京都府生活協同組合連合会 専務理事）

連絡先：京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F

電話：075-251-1551

【1】「Ⅰ 食品衛生重点監視指導対策」について

2003年に制定された食品安全基本法は第7条で「地方公共団体の責務」を定め、「地方公共団体は基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の区域の自然的社会的市諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。現在、多くの地方公共団体が、食品安全基本法の制定をうけて、食の安全・安心にかかわる基本方針の策定、食の安全・安心推進本部の設置、食の安全・安心アクション計画の設計、食品安全条例の制定などの取り組みをすすめています。「食の安全・安心」の課題は、生産から消費までの一貫した監視指導・検査が重要な柱とはなりますが、それのみに収斂されるものではなく、安全で安心できる食品の生産・供給体制の確立、生産から消費までの情報の共有と相互理解の促進、食の安全・安心に関する関係者の連携強化と体制の整備など、総合的な推進が必要であり、「食品衛生監視指導計画」はその一部をなすと考えられます。

「Ⅰ 食品衛生重点監視指導対策」の前段に、以下を盛り込んでください。

- ①「平成17年度より京都市における『食の安全・安心にかかわる基本方針』『食の安全・安心アクション計画』『京都市食品安全基本条例』の策定作業をすすめるなかで、食の安全施策全体系における食品衛生重点監視指導対策の位置づけについて明確にします」

【2】「Ⅱ 収去検査（抜き取り検査）」について

昨年次、当会会長（当時）の吉田智道が「（2003年8月29日付第301号）『厚生労働省告示』は『食肉等、乳及び乳製品、食鳥卵、水産食品、野菜等の食品群ごとに、食品群ごとの当該地域及び全国的な法違反状況、問題発生状況等を分析及び評価して、検査項目（微生物、残留農薬、添加物、汚染物質等）ごとの年間の検査予定数を含む食品等の収去検査の実施計画を定め、監視指導計画に記載する』としていますので、この告示にもとづいたかたちで、収去検査計画を『計画案』のなかに明記すべきであることを要望し、「監視指導計画」最終文にこのことが反映された経過があります。本年の「監視指導計画案」では「平成17年度収去検査計画（別添）を定め、同計画に基づき、収去検査を実施します」とのべられていますが、貴課のホームページでみるかぎり、「別添」であるところの「平成17年度収去検査計画」が見当たりません。これでは、意見が出せません。

- ①厚生労働省告示第301号にそった内容での食品等の収去検査実施計画をすみやかに公表してください。
- ②そのうえで、あらためてパブリックコメントに付してください。公表された段階で、意見をもうしのべたいと思います。

- ③食品等の収去検査計画には、具体的な検査項目（残留農薬検査であれば、その検査農薬原体名。食品添加物であれば、添加物名）・対象・実施期間・検体数・実施方法などを明記してください。
- ④食品の安全性を確保する第一義的責任は事業者にあり、行政は食品等事業者にたいして、その責務が励行され、安全な食品が供給されているか否かを確認するため、監視指導の責務を負うという役割分担関係にあるわけですが、法令に抵触する出来事はあとを立ちません。法令への違反については、きびしく対処していただくことを望みます。違反発見時の対応にかんしては、厚生労働省告示第 301 号にのべられている記述を採用してください。

【3】「Ⅰ 食品衛生重点監視指導対策～Ⅵ食中毒等健康危害発生対策」をつうじて

厚生労働省告示第 301 号は「都道府県等は、全国的な食品等の生産、製造、流通等の状況、法違反状況及び食品衛生上の問題発生状況に加え、当該都道府県の区域におけるこれらの状況を分析および評価し」、監視指導計画を策定するとしています。また厚生労働省告示第 301 号では監視指導計画の「年度ごとの実施状況の概要については翌年度の 6 月までに公表する」としていますが、多くの都府県では年度途中にも法違反状況及び食品衛生上の問題発生状況を随時公表しており、こうした状況の分析・評価のうえに立って、次年度の「計画案」が策定されています。つまり、できるだけ迅速なかたちで「P-D-C-A」のマネジメント・サイクルを回し、計画のより機動的な実践・改善につなげるという姿勢が見てとれます。本市の場合、平成 15 年度の監視・検査状況については公表されていますが、「平成 16 年度計画」の直近の実施状況がうかがえないため、どのような問題発生状況の分析・評価をおこない、「平成 17 年計画案」の重点課題を設定しているのか、その的確性や迅速対応性について意見が出しにくい状況となっています。

- ①本市における、直近の「法違反状況及び食品衛生上の問題発生状況」をあきらかにしてください。
- ②そのうえで、どのような分析・評価をおこなって、平成 17 年度計画にどのような重点課題を設定したのかをあきらかにしてください。

【4】「Ⅶ リスクコミュニケーションの推進」について

2003 年に改定された食品衛生法第 64 条第 2 項で、監視指導計画の策定にあたっては、「その趣旨及び内容その他必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならない」と定めており、厚生労働省告示第 301 号は「その案の段階において、趣旨および概要をできるだけわかりやすく公表するとともに、住民参加型の意見交換会の実施、ホームページ、広報紙等を通じた意見募集等の地域の実情に応じた手段により、地域の消費者及び事業者を含めた住民からの意見を広く求め、当該意見をもとに案を再度検討するなど、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進を図る」としています。

- ①「平成 16 年度京都市食品衛生監視指導計画案」にたいして意見を提出した市民は総数で 5 人と、きわめて少数にとどまったと聞いております。法令の趣旨にもとづいた取り組みが十分ではなかったからではないでしょうか。改正食衛法の重要なポイントのひとつに「リスクコミュニケーションの推進」があることはいまでもありませんので、このことのもつ意義について行政・事業者・消費者等の認識を深めていく取り組みをすすめることが大切と考えます。
- ②昨年、当会会長（当時）の吉田智道が「広く、市民および食の安全・安心にかかわる関係者が

直接、意見交換できるような『住民参加型の会議』を年に数回開催すること」「意見交換会の開催にあたっては、1カ所だけではなく複数カ所で、より多くの市民が参加できるよう、日時の設定や事前の案内（少なくとも1カ月前）、会議運営などの面での配慮・工夫をすること」を要望していますが、「平成17年度京都市食品衛生監視指導計画」の策定にあたっては、このような機会をもっといただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ③パブリックコメントにさいしては、終了後、個々の意見にたいする個別的回答はおこなわないものの、住民の意見の特徴について整理をおこないながら、これにたいする行政サイドの「考え方」をあきらかにし、公表することが一般におこなわれています。本市では、平成16年次において、このような作業がおこなわれなかったと思いますので、平成17年次には、京都府はじめ他の地方公共団体が平成16年次におこなったような作業を実施し、公表してください。
- ④「京都市・食の安全推進協議会」が設置されていますが、ホームページをみると、ほとんど「休業状態」です。その議事内容について、すみやかにホームページに掲載していただけるように改善してください。
- ⑤この間、法令による命令または指導以外の場合において、健康への悪影響を未然に防止する視点等にもとづいて、事業者による自主的な食品等の回収がおこなわれており、全国紙の広告欄には毎日のように案内が出ています。地方公共団体においても、事業者による「自主回収」についての情報提供に力を入れ、これを制度化・条例化しているところもあります。ついでには、本市においても、ホームページに「自主回収情報」コーナーを設置し、事業者に活用いただく方法を採用されるならば、消費者にとってもその情報は役に立つことになると思われまので、「4 情報提供」項にあらたに付け加えることを検討してください。

【5】 その他

- (1) 消費者にとって、「表示」は商品を購入するにあたって、もっとも重要な情報です。しかし、この間、表示にかかわる偽装事件が多発しており、監視指導の強化がもとめられる課題であると考えます。とくに本市においては、昨年、マスコミを騒がせる事件があいつぎました。厚生労働省告示第301号では、「食品表示行政における連携を確保するため、表示関係行政機関と連携して食品等の表示に係る調査や立入検査を同時に実施する」ことが、関係部局の連携確保の具体的な取り組み例としても提起されています。
- ①食品表示にかんする監視指導の積極的推進について、あらたに1項をおこし、「VI」の次に入れてください。
- ②厚生労働省告示第301号にもとづき、食品表示行政における連携を確保するため、表示関係行政機関と連携して食品等の表示に係る調査や立入検査を同時に実施することを明記してください。
- ③食品等の表示に係る調査や立入検査の実施にあたっては、履歴追跡が可能な情報等の確認が必要であり、このことを具体的なかたちで明記してください。

以上